葉山町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を 改正する条例

葉山町特別職の職員の給与等に関する条例(昭和31年葉山町条例 第202号)の一部を次のように改正する。

(別 紙)

平成31年3月6日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

平成30年度に二度の議案の撤回及び追加提案を要する事態となったことについて、執行責任者としての責任を痛感し、自ら襟を正すため提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

葉山町特別職の職員の給与等に関する条例(昭和31年葉山町条例第202号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

12 平成31年3月1日から同年3月31日までの間に町長に支給する給料月額は、第3条の規定にかかわらず、740,700円とする。ただし、退職手当の算出の基礎となる給料月額については、同条に規定する額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 57 号参考資料 第 1 回 定 例 会 平成 31 年 3 月 6 日

条例の概要

題名

葉山町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

平成30年度に二度の議案の撤回及び追加提案を要する事態となったことについて、執行責任者としての責任を痛感し、自ら襟を正すため提案することとした。

2 内容

平成31年3月1日から同年3月31日までの間に町長に支給する給料月額を740,700円とすることとした。ただし、退職手当は、現行の給料月額を基礎として算出することとした。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

葉山町特別職の職員の給与等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
葉山町特別職の職員の給与等に関する条例	葉山町特別職の職員の給与等に関する条例
昭和31年10月 6 日条例第202号	昭和31年10月 6 日条例第202号
附 則	附 則
1~11 (略)	1~11 (略)
12 平成31年3月1日から同年3月31日までの間に町長に支給する給料月額	
は、第3条の規定にかかわらず、740,700円とする。ただし、退職手当の算	
出の基礎となる給料月額については、同条に規定する額とする。	